

○出雲市水道事業推進懇話会設置規程

(平成 29 年出雲市水道事業管理規程第 9 号)

改正 平成 31 年 3 月 25 日水道事業管理規程第 43 号

(設置)

第 1 条 出雲市水道事業（以下「水道事業」という。）の円滑な推進を図るため、水道事業の経営状況及び各種計画の進捗状況のほか、水道事業に関する様々な意見を求めることを目的に、出雲市水道事業推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 水道事業の経営状況及び各種計画の進捗状況に関すること。
- (2) 水道事業の課題及び実情等に関すること。
- (3) その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から管理者が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 商業関係者
- (3) 農業関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の新たに委嘱する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(資料提出の要求等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求め、又は資料の提出及び協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、上下水道局経営企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 3 第6条の規定にかかわらず、施行日以後最初の懇話会の会議は管理者が招集する。

附 則(平成31年3月25日水道事業管理規程第43号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(出雲市水道事業推進懇話会設置規程の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この規程の施行の日の前日までに、この規程による改正前の出雲市水道事業推進懇話会設置規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程による改正後の出雲市水道事業推進懇話会設置規程の相当規定によりなされたものとみなす。